

金沢医科大学安全保障輸出管理規程

(目的)

第1条 この規程は、金沢医科大学(以下「本学」という。)における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の適切な実施について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の教職員が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 本学の役員、教員、職員、研究医(員)その他本学に雇用されるすべての者をいう。
- (2) 外為法等 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。)及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- (3) 居住者 外為法第6条第1項第5号に規定する者をいい、日本人にあつては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者をいう。外国人にあつては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入国して6月以上経過している者をいう。
- (4) 非居住者 外為法第6条第1項第6号に規定する者をいい、日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等をいう。外国人にあつては外国に居住する者、本邦に入国して6月未満の者(本邦にある事務所等に勤務する者を除く。)をいう。
- (5) 輸出等 教職員が行う技術の提供及び貨物の輸出をいう。
- (6) 技術の提供 非居住者への技術の提供又は非居住者へ再提供されることが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (7) 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること、又は外国へ送付されることが明らかな貨物の国内取引をいう。
- (8) 規制技術 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術をいう。
- (9) 規制貨物 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている貨物をいう。
- (10) リスト規制技術 規制技術のうち、外国為替令(昭和55年政令第260号。)別表の第1の第1項から第15の項までに該当する技術をいう。

- (11) リスト規制貨物 規制貨物のうち、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号。）別表第 1 の第 1 の項から第 15 の項までに該当する貨物をいう。
- (12) キャッチオール規制技術等 外国為替令別表の第 16 の項に該当する技術及び輸出貿易管理令別表第 1 の第 16 の項に該当する貨物をいう。
- (13) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術及びリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (14) 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを審査することをいう。

（基本方針）

第 4 条 本学における安全保障輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 輸出等を行う場合は、外為法等及びこの規程を遵守すること。
- (2) 外為法等を遵守するとともに、適切な輸出管理を実施するため、安全保障輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備・充実を図ること。

（輸出管理最高責任者）

第 5 条 前条の基本方針に基づき、安全保障輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、本学に輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

（輸出管理統括責任者）

第 6 条 最高責任者の下に輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。統括責任者は研究担当副学長を充て、最高責任者が任命する。

2 輸出管理統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) この規程の制定及び改廃に関する業務
- (2) この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務
- (3) 該非判定及び取引審査の承認に関する業務
- (4) 全学的な輸出管理業務の統括並びに全学への徹底事項の指示、連絡及び要請等に関する業務
- (5) 輸出管理業務の監査に関する業務
- (6) 安全保障輸出管理の教育に関する業務
- (7) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務

（管理体制）

第 7 条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、研究推進センターを輸出管理部局とする。

- 2 輸出管理部局に、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。管理責任者は研究推進センター長を充て、最高責任者が任命する。
- 3 管理責任者の業務を補佐するため、輸出管理部局に輸出管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置く。管理担当者は研究推進センター教員及び研究推進課員を充て、統括責任者が任命する。
また、事務局関連各課に輸出担当者を置く。輸出担当者は関連各課長を充て、統括責任者が任命する。
- 4 管理責任者は、統括責任者の指示のもとで、輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 輸出管理手続業務に係る職員等からの相談に関する業務
 - (2) 該非判定及び取引審査に関する業務
 - (3) その他、本学の安全保障輸出管理に関する業務
- 5 輸出担当者は、教職員と共に各課の輸出関連業務を行う。

（輸出等に関する許可手続き）

第8条 輸出等を行おうとする教職員（以下「輸出教職員」という。）は、輸出管理の該当するチェックフロー（様式1～3）により、輸出等に関する許可手続きの要否を確認しなければならない。

（該非判定）

第9条 輸出教職員は、チェックフローにより該非判定が必要と認められる場合は、該非判定書（様式4）を当該チェックフローとともに管理責任者に提出するものとする。

- 2 管理責任者は、前項の該非判定書等の提出があったときは、該非判定を行い、その結果を輸出教職員に通知するものとする。

（取引審査）

第10条 輸出教職員は、前条第2項の規定による該非判定の結果、取引審査が必要と判定された場合は、取引審査票（様式5）及び輸出管理チェックリスト（様式6～8）を作成し、統括責任者に提出するものとする。

- 2 統括責任者は、前項の取引審査票等の提出があったときは、取引審査を行い、その結果を輸出教職員に通知するものとする。

（外為法等に基づく許可の申請等）

第11条 輸出教職員は、第9条に規定する該非判定の結果又は前条に基づく取引審査の結果、当該輸出等について外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要とされたときは、所定の申請書及び添付書類を作成し、統括責任者に許可申請を行うものとする。

- 2 統括責任者は、前項の申請を受理したときは、学長名を以って所定の申請書及び添付書類を作成し、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。
- 3 輸出教職員は、前項の申請許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

(技術の提供管理)

- 第12条 輸出教職員は、規制技術の提供を行うときは、該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、教職員は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
 - 3 輸出教職員は、前2項の確認ができないときは、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

- 第13条 輸出教職員は、規制貨物の輸出を行うときは、該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、輸出教職員は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを確認しなければならない。
 - 3 輸出教職員は、前2項の確認ができないときは、当該貨物の輸出を行ってはならない。
 - 4 輸出教職員は、貨物の輸出を行う場合に通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続をとりやめ、統括責任者にその旨を報告しなければならない。
 - 5 統括責任者は、前項の報告があったときは、最高責任者等と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(監査)

- 第14条 統括責任者は、本学における安全保障輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を年1回行うものとする。

(教育)

- 第15条 統括責任者は、外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、教職員等に対し、安全保障輸出管理に関する教育を行うものとする。

(文書管理)

- 第16条 輸出等の手続に必要な書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 規制技術提供及び規制貨物の輸出に係る文書及びその記録媒体は、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告)

第17条 教職員は、外為法等及びこの規程に対する違反又は違反の恐れがあることを知った場合は、速やかに統括責任者にその旨を通報しなければならない。

2 統括責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、違反等の事実が判明したときは、遅延なく最高責任者にその旨を報告しなければならない。

3 最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅延なく関係行政機関に報告するものとする。

(懲戒)

第18条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した者及びその関係者は、学校法人金沢医科大学職員就業規則等の規定に基づく懲戒処分等の対象とする。

(事務)

第19条 安全保障輸出管理に関する事務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、安全保障輸出管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、研究推進会議の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(様式1) 「外国人の受入れ」に関するチェックフロー

(様式2) 「情報(技術)の提供」に関するチェックフロー

(様式3) 「貨物の輸出」に関するチェックフロー

(様式4) 該非判定書(含別紙)

(様式5) 取引審査票

(様式6) 輸出管理チェックリスト(用途)

(様式7) 輸出管理チェックリスト(需要者)

(様式8) 輸出管理チェックリスト(明らかガイドラインシート)